

狛江市規則第 **36**号

狛江市子育てポータルサイトキャラクターの著作権等の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年 **4**月**26**日

狛江市長 松原俊雄

狛江市子育てポータルサイトキャラクターの著作権等の取扱いに関する規則の一部を改正する規則 ~~（案）~~

令和6年 4月26日
規則第 36号

狛江市子育てポータルサイトキャラクターの著作権等の取扱いに関する規則（平成25年規則第90号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<u>狛江市子育てポータルサイトキャラクターの著作権の取扱いに関する規則</u> 目次 <u>第3章 利用許諾料（第7条—第11条）</u> <u>第4章 雑則（第12条）</u> （目的） 第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の5並びに財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例（昭和39年条例第4号。以下「条例」という。）第3条及び第4条の規定に基づき、狛江市子育てポータルサイトキャラクターの著作権の利用許諾を行うため、著作権法（昭和45年法律第48号）第63条に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。 （市が利用する場合） 第3条 市が本件著作物を利用する場合には、前条の規定にかかわらず、<u>狛江市子育てポータルサイトキャラクター利用届出書</u>（第3号様式）又は庁内グループウェアにより、届出を行うも	<u>狛江市子育てポータルサイトキャラクターの著作権等の取扱いに関する規則</u> 目次 <u>第3章 商標権（第7条—第12条）</u> <u>第4章 利用許諾料及び使用料（第13条—第17条）</u> <u>第5章 雑則（第18条）</u> （目的） 第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の5並びに財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例（昭和39年条例第4号。以下「条例」という。）第3条及び第4条の規定に基づき、狛江市子育てポータルサイトキャラクターの著作権の利用許諾<u>及び商標権の使用許可</u>を行うため、著作権法（昭和45年法律第48号）第63条<u>及び商標法（昭和34年法律第127号）</u>に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。 （市が利用する場合） 第3条 市が本件著作物を利用する場合には、前条の規定にかかわらず、<u>狛江市子育てポータルサイトキャラクター利用（使用）届出書</u>（第3号様式）又は庁内グループウェアにより、届

改 正 後	改 正 前
のとする。	出を行うものとする。 第3章 商標権 <u>(商標の商標出願に係る適用範囲)</u> 第7条 「えだまめ王子 商標出願番号2013－69981」（以下「本件商標」という。）を適用する商標出願に係る指定商品の区分は、商標法施行令（昭和35年政令第19号）別表第9類電気通信機械器具とする。 <u>(使用の申請及び許可)</u> 第8条 本件商標を使用しようとする者（以下「商標権使用申請者」という。）は、あらかじめ狛江市えだまめ王子商標権使用申請書（第4号様式）により市長に申請を行わなければならない。 2 市長は、前条の申請があったときは、使用目的、使用方法等を勘案し、使用の可否を決定し、狛江市えだまめ王子商標権使用許可通知書（第5号様式）又は狛江市えだまめ王子商標権使用不許可通知書（第6号様式）により、商標権使用申請者に通知するものとする。 3 市長は、前項の規定により使用を許可する場合においては、条件を付することができる。 4 市は、申請者が第1項の申請に要した費用について、一切の責任を負わないものとする。 5 使用許可を受けた事項を変更する場合においては、前各項と同様とする。

改 正 後	改 正 前
	<u>(市が使用する場合)</u> 第9条 市が本件商標を使用する場合には、前条の規定にかかわらず、<u>狛江市子育てポータルサイトキャラクター利用（使用）届出書又は庁内グループウェアにより、届出を行うものとする。</u> <u>(使用許可の制限)</u> 第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、本件商標の使用を許可しないものとする。 (1) <u>本件商標の使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認めるとき。</u> (2) <u>本件商標のイメージを損なうおそれがあると認めるとき。</u> (3) <u>立体物で、その表現が本件商標の立体物と認められないとき。</u> (4) <u>本件商標を宗教的行事、宗教的活動、政治活動等に使用するとき。</u> (5) <u>その他市長が本件商標の使用を適当でないと認めるとき。</u> <u>(使用許可の期間)</u> 第11条 本件商標の使用許可の期間は、第8条第2項により使用許可を受けた日から当該日の属する年度の末日までとする。ただし、<u>本件商標の登録期間が限定されているときは、当該期間を短縮することができる。</u> 2 <u>前項の期間満了後において、引き続き本件商標を利用しようとするときは、改めて第8条第1項の申請を行い、使用許可を</u>

改正後	改正前
	<u>受けなければならない。</u> <u>(使用許可の取消し)</u> 第12条 市長は、第8条第2項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。 (1) <u>使用者がこの規則等に違反したとき。</u> (2) <u>使用者が第8条第3項の使用許諾の条件に違反したとき。</u> (3) <u>第10条各号のいずれかに該当するに至ったとき。</u> 2 <u>市は、使用者が前項の規定による使用の許可の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。</u>
第3章 利用許諾料 (有償使用) 第7条 本件著作物の利用は、原則として有償とする。ただし、<u>第10条</u>に規定する場合は、この限りでない。 <u>(利用許諾料)</u> 第8条 本件著作物の利用許諾料は、次の各号に掲げる本件著作物の利用の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)・(2) (略) 2 前項第1号の規定にかかわらず、市長は、次に掲げる商品については、<u>利用許諾料</u>を別途個別に協議の上決定することができ	第4章 利用許諾料及び使用料 (有償使用) 第13条 本件著作物<u>及び</u>本件商標（以下「本件著作物等」という。）の利用<u>及び</u>使用は、原則として有償とする。ただし、<u>第16条</u>に規定する場合は、この限りでない。 <u>(利用許諾料及び使用料)</u> 第14条 本件著作物等の利用許諾料及び使用料（以下「利用料等」という。）は、次の各号に掲げる本件著作物等の利用<u>及び</u>使用の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)・(2) (略) 2 前項第1号の規定にかかわらず、市長は、次に掲げる商品については、<u>利用料等</u>を別途個別に協議の上決定することができ

改 正 後	改 正 前
きる。 (1)～(4) (略) <u>(利用許諾料の納付)</u> 第9条 利用者は、第2条第2項の著作物利用許諾契約を締結した日から起算して2週間以内に、前条の規定により算出した<u>利用許諾料</u>を支払わなければならない。ただし、次条の規定により、<u>利用許諾料</u>を減額することとした場合は、減額後の<u>利用許諾料</u>とする。 2 前項の規定により納入された<u>利用許諾料</u>は、理由のいかんを問わず、これを還付しないものとする。 (無償使用又は減額使用) 第10条 第7条の規定にかかわらず、市長は、条例第7条又は第8条の規定に基づき、<u>本件著作物の利用</u>を無償で許諾し、又は<u>本件著作物の利用許諾料</u>のうち市長が必要と認める割合を減額することができる。この場合において、無償又は減額の基準は、次に掲げるとおりとする。 (1)・(2) (略) (目的外利用及び権利譲渡の禁止) 第11条 利用者は、第2条第2項及び著作物利用許諾契約により利用許諾を受けた内容以外の目的に<u>本件著作物</u>を利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。	る。 (1)～(4) (略) <u>(利用料等の納付)</u> 第15条 利用者又は使用者は、第2条第2項の著作物利用許諾契約を締結した日又は第8条第2項の使用許可を受けた日から起算して2週間以内に、前条の規定により算出した<u>利用料等</u>を支払わなければならない。ただし、次条の規定により、<u>利用料等</u>を減額することとした場合は、減額後の<u>利用料等</u>とする。 2 前項の規定により納入された<u>利用料等</u>は、理由のいかんを問わず、これを還付しないものとする。 (無償使用又は減額使用) 第16条 第13条の規定にかかわらず、市長は、条例第7条又は第8条の規定に基づき、<u>本件著作物等の利用若しくは使用</u>を無償で許諾若しくは許可し、又は<u>本件著作権等の利用料等</u>のうち市長が必要と認める割合を減額することができる。この場合において、無償又は減額の基準は、次に掲げるとおりとする。 (1)・(2) (略) (目的外利用及び権利譲渡の禁止) 第17条 利用者又は使用者は、第2条第2項及び著作物利用許諾契約により利用許諾を受けた内容又は第8条第2項の使用の許可を受けた内容以外の目的に<u>本件著作物等</u>を利用若しくは使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

改 正 後	改 正 前
<u>第 4 章</u> 雑則 (その他) <u>第12条</u> (略)	<u>第 5 章</u> 雑則 (その他) <u>第18条</u> (略)

第 1 号様式から第 3 号様式までを別紙のように改め、第 4 号様式から第 6 号様式までを削る。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の規定により作成した様式で、用紙が現存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。